

2011年7月19日

民主党政調会長

玄葉光一郎様

国際婦人年連絡会

橋本 葉子

世話人 平松 昌子

山口みつ子

### 「子ども手当」の存続をねがう要望書

子どもは、未来を創る大切な存在です。その子どもの貧困化が問題にされているなか、国民全体で子育てを支援しようと2010年から「子ども手当」が実施され、国民から歓迎されました。

所得制限なしに中学生以下のすべての子どもに支給される「平成22年度子ども手当の支給に関する法律」は現在、9月までの「つなぎ法」としての期限付きです。「子ども手当」については、当初「バラマキ」と言う人たちもいましたが、他の先進諸国で既に実施されている手当で、次代を担う子どもを社会全体で育てる、「子どもの権利」を守る、という意義のある内容です。「高額所得者まで支給するのは、税の無駄遣い」という批判がありますが、「子どもに支給する」という社会的意義のある手当ですからすべての子どもに支給し、保護者が高所得者の場合は所得税を多く納入、という税制で調整すればよいのです。

この「子ども手当」を政争の道具として、児童手当に戻すことは許されません。

これまでどおり、保護者の所得制限なしに、すべての家庭の義務教育年齢までの子どもを対象に、同額を支給することを強く要望します。

その第一の理由は、所得の認定が、これまでの児童手当の場合、世帯主の前年度の所得についてなされていましたが、世帯主が前年度は所得があり、現在失業中で生活困難でも受給資格を得られないこと。第二は、限度額が政府の一方的な決定で切り下げられる恐れのあること。第三は、自営業、共働き家庭など多様な世帯があり、それぞれの家庭の経済状況を公平に評価するのは困難なこと。第四は、所得制限なしに、ひとり親家庭にも、共働き家庭・片働き家庭などすべての家庭に支給されることは、すべての子育て家庭全体と子どもたちの連帯の基盤になることです。支給方法が複雑だと、不公平になる場合もあります。

この1年半の間、義務教育以下の子どもたちに毎月一万三千元が支給されてきたことは、勤労者の所得が減り続け、年少扶養控除が廃止された各家庭の貴重な収入源となっています。控除廃止で増税になる家庭も少なくない中、これ以上の所得の減少は、若い子育て世代の暮らしをいっそう苦しめるばかりです。

以上の理由から次の事項を要望します。

#### 記

1. 所得制限なしに「すべての子ども」を対象にした「子ども手当法」を正式に制定すること
1. 現行の中学生以下の子ども1人、1ヶ月1万3千円を継続すること